

広島県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定によって、広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第十七号）による改正前の広島県病院事業の設置等に関する条例別表の県立神石三和病院に係る県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）に基づく使用料及び手数料のうち未収金の収納事務を次のとおり委託した。

令和二年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

委 託 を 受 け た 者			委託した年月日 （委託期間）
名 称	住 所		
弁護士法人一番町綜合法律事務所	東京都千代田区紀尾井町三番一二号		令和二年三月三十一日 （令和二年四月一日） 令和三年三月三十一日